

高圧ガス保安法実務マニュアル

(第二種製造者 (冷凍施設) 編)

冷凍保安規則の適用を受ける第二種製造事業者に適用する。

第二種製造者 (冷凍施設) とは

冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備で、その一日の冷凍能力が3トﾝ以上20トﾝ未満 (不活性のフルオロカーボンにあつては20トﾝ以上50トﾝ未満、不活性以外のフルオロカーボン及びアンモニアにあつては5トﾝ以上50トﾝ未満) のものを使用して高圧ガスの製造をする者

< 目次 >

	頁
高圧ガス製造届 -----	1
高圧ガス製造施設等変更届 -----	6
代表者等変更届 -----	8
高圧ガス製造廃止届 -----	9
第二種製造事業承継届 -----	10
様 式 -----	11

平成 1 9 年 4 月

福島県生活環境部 県民安全領域

高圧ガス製造届

1日の冷凍能力が3ト以上20ト未満（冷媒ガスが不活性のフルオロカーボンにあっては20ト以上50ト未満、不活性以外のフルオロカーボン及びアンモニアにあっては5ト以上50ト未満）の冷凍設備を設置しようとする者（以下「第二種製造者」という。）が、法第5条第2項第2号に基づいて知事に製造届を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- 1 届出単位 「事業所（一つの冷凍設備と考えられる冷凍施設）」ごとに行うこと。
- 2 提出時期 製造開始の日の20日前までに行うこと。
- 3 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- 4 提出部数 正本1部
- 5 届出にあっての留意事項

(1) 附属冷凍に該当する冷凍設備は、一般高圧ガス保安規則又は液化石油ガス保安規則の適用を受けることとなります。

(2) 申請単位である「一つの冷凍設備」とは、次のものをいいます。

冷媒ガスが配管により共通となっている冷凍設備

冷媒系統を異にする二以上の設備が社会通念的に一つの規格品と考えられる設備（機器製造業者の製造事業所において冷媒設備及び圧縮機用原動機を一の架台上に一体に組立るもの又はこれと同種類のもの）内に組込まれたもの

二元以上の冷凍方式による冷凍設備

モータ等圧縮機の動力設備を共通にしている冷凍設備

ブラインを共通にしている二以上の設備

「ブラインを共通にしている二以上の設備」には、次に掲げるものは除かれます。

(1) 冷媒ガスがフルオロカーボン（不活性のものに限る。）の場合であって、1日の冷凍能力が5トン以上20トン未満である複数の設備がブラインを共通にしており、その合計した1日の冷凍能力が20トン以上50トン未満であるとき。

（この場合は、一つの設備ずつ「その他製造者」として扱う。）

(2) 冷媒ガスがフルオロカーボン（不活性のものを除く。）又はアンモニアの場合であって、1日の冷凍能力が3トン以上5トン未満である複数の設備がブラインを共通にしており、その合計した1日の冷凍能力が5トン以上50トン未満であるとき。

（この場合は、一つの設備ずつ「その他製造者」として扱う。）

なお、認定指定設備と(1)又は(2)に掲げる設備がラインを共通にしている場合にあっては、認定指定設備の1日の冷凍能力は、その合計した1日の冷凍能力に加算しない。

6 提出書類一覧

高圧ガス製造届書（様式1）のほか、次のような書類が必要になります。

	必要になる書類	備考
1	製造施設等明細書（様式3）	通達に基づく様式によることが望ましい。
2 製造施設等明細書に添付して必要になる書類		
(1)	製造施設の位置及び付近の状況図	事業所案内図及び敷地内の機械室位置図
(2)	製造設備の配置図	機械室内の機器配置図等
(3)	冷凍設備仕様書及び機器構成図	
(4)	冷媒配管系統図	
(5)	機器試験合格証明書等	高圧ガス保安協会発行の証明書、安全弁試験合格証明書等

7 提出書類の作成要領

(1) 高圧ガス製造届書（様式1）の作成要領

名称（事業所の名称を含む。）

法人にあっては法人名称に加えて事業所名まで記入すること。個人にあっては事業所名を記入すること。

また、1事業所で複数の冷凍施設を所有することになる場合には、設置場所又は通し番号等を付すこと。

[例] 法人： (株) 工場（ 事務所空調用）、又は (株) 工場（第1号設備）

個人： 事業所（ 事務所空調用）、又は 事業所（第1号設備）

事務所所在地

法人にあっては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

事業所所在地

この冷凍設備が据え付けられる所在地を記入すること。

製造する高圧ガスの種類

使用する冷媒ガス名を記載すること。

代表者氏名及び印

法人にあっては法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入し、押印は代表者の登記印ですること。個人にあっては氏名を記入し、印鑑登録印を押印すること。

届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、事業所の長等が代理人となつて申請することもできます。

この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面（委任状（様式２））を添付すること。

(2) 製造施設等明細書（様式３）の作成要領

製造の目的

冷房、冷蔵、冷暖房など、冷凍機を使用する用途を記載すること。

製造設備の種類

該当する事項を で囲むこと。

ア 地盤に対して移動できない冷凍機が定置式である。

イ 冷媒設備及び圧縮機用原動機を一つの架台上に一体に組立てたのがユニット型である。

ウ 蒸発器で直接空気を冷やすものが直接式（パッケージ）、一度冷却器で水やブラインを冷やし、それによって空気を冷やす方式が間接式（チラー）である。

エ 多段圧縮、多元冷凍、ヒートポンプ方式等とは、冷凍サイクルのことで、例えば２段圧縮方式なら「２」と追加記載し「２段圧縮」を で囲むこと。

オ 往復動式、回転式等とは、圧縮機の圧縮方式のことで、例えばターボなら「遠心式」を で囲むこと。

カ 水冷式、空冷式、蒸発式とは、凝縮器の冷却方式で、例えば水冷式なら「水冷式」を で囲むこと。

一日の冷凍能力

法定冷凍能力を計算（小数点第２位を四捨五入）し、記載すること。

製造設備の明細

設計圧力の項から機器製造業者の項までは、メーカーカタログ又は取扱説明書を見て記載すること。

なお、メーカーからの資料に記載されている事項については、該当する欄に「別紙資料のとおり。」と記入し、その資料を添付することをもって代えることができます。

施設の位置及び構造（付近の状況図）並びにブライン等共通状況を示す系統図

「別紙図面のとおり。」として、明細書に添付する書類の中で明らかにすること。

施設の基準

ア 付近の火気

機械室内又は設置場所の周囲にある火気の種類、最小距離を記載すること。

イ 警戒標

警戒標（高圧ガス保安法の適用を受けている施設であることが外部の者に明瞭に識別できるもの）の表示事項を記載すること。

ウ 滞留しないような構造（可燃性ガス又は毒性ガスの冷媒ガスの場合）

冷凍設備の高圧部を設置する室について記載すること。

なお、フルオロカーボン等不活性冷媒ガスの場合であっても、機械室の広さ機械類の配置の状況に応じ、自主基準に準じて直接外気に面した開口部又は機械通風装置を設けることが望ましい。

エ 振動、衝撃、腐しよくにより冷媒ガスが漏えいしない構造

防振、防護装置、防しよく等の措置を設けている場合に記載すること。

オ 保安上重要なバルブ

保安上重大な影響を与えるものについて、「誤操作防止」、「表示」の措置を記載すること。

カ 配管の流体名、方向

措置する内容を記載すること。

キ 特記事項

毒性ガスを冷媒とする施設については、「消火器」、「放出管」、「警報設備」、「除害設備」について、この欄にすること。

(3) 製造施設等明細書に添付して必要になる書類等の作成要領

製造施設の位置及び付近の状況図

製造施設の付近（所在地）の状況（事業所案内図）及び冷凍設備の設置してある位置（事業所平面図）を明示すること。

製造設備の配置図

- ア 機械室の構造図（平面図）、機械室内の機器の位置等を明示すること。
- イ 構築物の構造（鉄筋コンクリート又は木造等の区別、壁の厚さ）、通風・換気の関係、窓、出入口等の位置等を明示すること。
- ウ 引火性・発火性の物をたい積した場所、火気のある場所（ボイラーについては伝熱面積を記載のこと。）、警戒標の掲示位置、安全弁放出管の開口部及び消火設備等の設置位置を明示すること。

冷凍設備仕様書及び機器構成図

メーカーからの資料を添付すること。

冷媒配管系統図

メーカーからの資料を添付すること。

機器試験合格証明書等

機器試験合格証明書、冷凍用圧縮機耐圧気密試験合格証明書及び材料試験等耐圧気密試験合格証明書は高圧ガス保安協会が発行したものであって、製造開始の日までに3年を経過していないものであること。また、安全弁は認定試験者試験等成績書又はメーカー発行の試験証明書によること。

高圧ガス製造施設等変更届

第二種製造者が、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとする際、法第14条第4項に基づいて知事に変更の届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 「届出をしている製造事業所」ごとに行うこと。
- 2 提出時期 原則として工事に着手しようとする日の10日前までに行うこと。
- 3 提出先 製造届出をしている地方振興局
- 4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用になります。）
- 5 提出書類一覧

高圧ガス製造施設等変更届書（様式4）のほか、次のような書類が必要になります。

	必要になる書類	備考
1	製造施設等変更明細書	
2	変更明細書に添付して必要になる書類	変更の内容により、次の書類等を適宜添付すること。
(1)	製造施設の位置及び付近の状況図	
(2)	製造設備の配置図	
(3)	冷凍設備仕様書及び機器構成図	変更部分が明確になるよう色分けするとともに、必要に応じ変更前、変更後の図面を作成し添付すること。
(4)	冷媒配管系統図	
(5)	機器試験合格証明書等	

6 提出書類の作成要領

(1) 高圧ガス製造施設等変更届書（様式4）の作成要領

名称（事業所の名称を含む。）

届出をした（届出受理通知記載の）事業所名を記入すること。

[例] 法人： (株) 工場（ 事務所空調用）、又は (株) 工場（第1号設備）

個人： 事業所（ 事務所空調用）、又は 事業所（第1号設備）

事務所所在地

法人にあっては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

事業所所在地

届出をした事業所（届出受理通知記載の）所在地の記入欄である。

変更の種類

変更の内容を具体的に記載すること。

代表者氏名及び印

法人にあっては法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入し、押印は代表者の登記印ですること。個人にあっては氏名を記入し、印鑑登録印を押印すること。

届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、代表者から委任を受けた事業所の長等が代理人となって届出することもできます。（委任状を添付すること。）

(2) 製造施設等変更明細書の作成要領

製造施設等変更明細書の記載項目及びその記載内容等は、変更の内容により適宜作成すること。

(3) 製造施設等変更明細書に添付して必要になる書類等の作成要領

（変更の内容により、「6 提出書類一覧」による書類を適宜添付すること。

記載方法は、製造届出の手続きの項（7 - (3)製造施設等明細書に添付して必要になる書類等の作成要領）を参照のこと。

なお、変更箇所が複雑な図面等にあっては、変更部分が明確になるよう色分けするとともに、変更前、変更後の図面を添付すること。）

代表者等変更届

第二種製造者が、代表者、名称等を変更し、知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 製造事業所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 製造届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用になります。）
- 5 届出にあたっての留意事項

届出は、許可・届出をした製造事業所ごとに行うのが原則ですが、社会通念的事業所の単位（一つの会社、工場等）に複数の届出の冷凍施設がある場合、代表者等変更届書の「変更の内容」欄に届出に係る全冷凍施設を記載し、社会通念的事業所の単位でまとめて届出することができます。

なお、許可施設も保有する場合にあっては、届出施設と別に許可設備だけをまとめて別に手続きをすること。

6 提出書類一覧

代表者等変更届書（様式5）のほか、次のような書類が必要になります。

なお、代表者の変更届の際、今後、高圧ガスに係る届出等を事業所の長等に委任する場合には、同時に委任状を提出することが望ましい。

7 届出が必要な変更の内容

届出が必要となる変更とは、次のとおりです。

(1) 法人の場合

名称及び事務所所在地の変更

代表者の変更

事業所名称の変更

住居表示の変更による事務所又は事業所所在地の変更

(2) 個人の場合

事務所所在地の変更

同一人で氏名の変更

事業所名称の変更

住居表示の変更による事務所又は事業所所在地の変更

高圧ガス製造廃止届

第二種製造者が、高圧ガスの製造の事業を廃止したとき、法第 21 条第 3 項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 「届出をしている製造事業所」ごとに行うこと。
- 2 提出時期 廃止後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 製造届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本 1 部
- 5 提出書類 高圧ガス製造廃止届書（様式 6）によること。

第二種製造事業承継届

第二種製造者の地位を承継した者が、法第10条の2第2項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 「届出をしている製造事業所」ごとに行うこと。
- 2 提出時期 承継後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 被承継施設の製造届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本1部
- 5 提出書類

第二種製造事業承継届書（様式7）のほか、次のような書類が必要になります。

区 分	必 要 添 付 書 類
法人の場合	事業の全部の譲渡の場合
	登記事項証明書
	譲渡の事実を証明する書面（譲渡契約書の写し等）
	合併の場合
	登記事項証明書
	合併又は分割の事実を証明する書面（契約書の写し、議事録の写し等）
個人の場合	事業の全部の譲渡の場合
	住民票
	譲渡の事実を証明する書面（譲渡契約書の写し等）
	相続の場合
	住民票
	戸籍謄本
	相続同意証明書（法定相続人全員の証明が必要）

ここでいう分割とは、その事業の全部を承継させるものに限ります。

なお、相続とは、製造施設の包括承継のみを意味し、分割承継は相続とみなしません。